

新型コロナワクチン接種情報

追加接種（4回目）

国の方針により、3回目接種から5か月以上が経過した方を対象に4回目の追加接種を実施します。

●接種の対象者

- 3回目の接種が完了した方で
- ・60歳以上の方
- ・基礎疾患のある18歳以上60歳未満の方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方（申し出により接種券を送付）

※基礎疾患等の申出方法＝市コールセンターで受け付け
市新型コロナワクチンコールセンター
☎0475(53)3355
(土・日・祝日を除く9時～16時30分)

●ワクチンの種類

「ファイザー社」および「武田/モデルナ社」

●接種券の発送時期

3回目の接種から5か月を経過する一週間前を目安に順次発送します。

※申し出をした基礎疾患等のある方も、上記の時期に接種券を送付します。

※60歳以上の方で、上記の時期を過ぎてもお手元に届かない場合はご連絡ください。

●接種日程・会場

会場	7月	8月
大網病院	17日(日)・23日(土)	28日(日)
保健文化センター	18日(月)・30日(土)	20日(土)・21日(日)
大網白里アリーナ	24日(日)	—
農村環境改善センター いずみの里	31日(日)	7日(日)

●接種の予約開始

接種券付予診票が届いた方から順次予約可能
※4回目の接種可能日は3回目の接種から5か月以上の経過が必要です。

3回目の接種を希望する方も対象となります。
なお、2回目の接種から3回目の接種可能間隔が6か月から5か月に変更となりました。

※市内のかかりつけ医での個別接種は、7月初旬から実施しています。医療機関ごとに開始日が異なりますので、定期受診の際に確認をお願いします。

初回接種（5歳～11歳）

新たに5歳になった方には、誕生日の翌週に接種券を順次発送しています。すでに接種券を送付している5歳～11歳の方も接種できますので、希望する方は予約をお願いします。国の方針に基づき、9月まで集団接種を実施します。

●接種の対象者

5歳から11歳の方

●使用するワクチンの種類

「ファイザー社」の小児用ワクチン

●接種日時・会場

会場	1回目日程	接種受付時間
保健文化センター1階	7月16日(土)、8月6日(土)、8月27日(土)	10時～13時

※2回目の接種は1回目の接種から3週間後です。2回目の予約は1回目接種時に案内します。

※市内の個別接種(大網病院含む)は小児5歳～11歳を実施していません。

集団接種の予約について

▶インターネットで予約

・市ホームページのバナーから

新型コロナワクチン集団接種
ネット予約はこちら>

▶電話で予約

・市新型コロナワクチンコールセンター ☎0475(53)3355
(土・日・祝日を除く9時～16時30分) ※窓口での予約はできません。

大網病院（個別接種）の予約方法

▶電話予約のみ

・大網病院個別専用コールセンター

☎0475(71)2255 (土・日・祝日を除く9時～16時30分)

※初回・追加接種(1～4回目)を個別接種(大網病院)で受付しています。

※かかりつけ医による個別接種は、定期受診の際にご確認ください。

◎基礎疾患のある方は、かかりつけ医等にご相談ください。

◎ワクチンの入荷状況等により接種体制が変更となる場合があります。

◎災害発生の恐れがあるときは集団接種を終日中止します。中止の際は、防災行政無線や市ホームページ等でお知らせします。

◎最新の情報は市ホームページ等でご確認ください。

☎健康増進課成人保健・予防班 ☎0475(72)8321

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しているため、令和4年度住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付します(すでに給付金を受け取った世帯は除く)。

給付金概要		備考
対象世帯	住民登録の状況	令和4年6月1日に本市に住民登録が無い方は、住民登録のある自治体へご確認ください。
	住民税均等割の課税状況	令和4年1月1日に本市に住民登録が無い方の課税情報は、住民登録のある自治体でご確認ください。
給付額	1世帯10万円	令和4年6月1日時点の住民票上の世帯の世帯主へ給付します。
申請方法	令和4年7月以降に、対象世帯であることが確認できた世帯の世帯主に「確認書」を送付します。必要事項を記入の上、返送してください。	対象世帯のうち「令和4年1月2日以降に本市へ転入した方を含む世帯」、「令和4年6月以降に令和4年度住民税均等割非課税となった世帯」で、確認書の送付が無い場合は問い合わせください。
申請期限	確認書の送付日から3か月以内	確認書に記載の申請期限をご確認ください。

※すでに住民税非課税世帯向け給付金を受け取った世帯は対象外です。
※令和3年度住民税申告を行っていない場合は、令和3年1月1日に住民登録のある自治体で住民税申告を行ってください。
※令和3年度および令和4年度住民税均等割が課税されている方を含む世帯で、新型コロナウイルスの影響により家計が急変した世帯として認められた場合は、「家計急変世帯」として給付金を受け取れる可能性がありますので問い合わせください。
※住民税非課税世帯向け給付金と家計急変世帯向け給付金を重複して受け取ることはできません。

☎社会福祉課社会福祉班 ☎0475(70)0330

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等について、申請により保険料(料)の減免対象となる場合があります。

①主たる生計維持者が死亡した場合
②主たる生計維持者の収入が前年中の収入に比べ10分の3以上減少し、一定の基準を満たす世帯

市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免制度

申請期限 令和5年3月31日(金)
詳細は、問い合わせください。
☎国民健康保険税について
税務課市民税班
☎0475(70)0321

☎介護保険料について
高齢者支援課介護保険班
☎0475(70)0309

7月1日(金)から9月30日(金)の間も引き続き支援を行います。
※給与の全部または一部を受け取ることができるときは支給額が調整されたり、支給されない場合があります。
▼対象 市国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与等の支払いを受けている方)のうち、次に当てはまる方
① 4日目を以ての就労予定日数
② 支給額 直近3か月の給与

申請書(①世帯主記入用、②被保険者記入用、③事業主記入用、④医療機関記入用)
・後期高齢者医療保険に加入の方 後期高齢者医療傷病手

市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

傷病手当金の適用期間を延長します

7月1日(金)から9月30日(金)の間も引き続き支援を行います。
※給与の全部または一部を受け取ることができるときは支給額が調整されたり、支給されない場合があります。
▼対象 市国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与等の支払いを受けている方)のうち、次に当てはまる方
① 4日目を以ての就労予定日数
② 支給額 直近3か月の給与

申請書(①世帯主記入用、②被保険者記入用、③事業主記入用、④医療機関記入用)
・後期高齢者医療保険に加入の方 後期高齢者医療傷病手

市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336